

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年7月20日
【計算期間】	第4期（自 2019年4月19日 至 2020年4月20日）
【ファンド名】	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ
【事務連絡者氏名】	小室 絵美
【連絡場所】	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ
【電話番号】	03-5411-3500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

###### <信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### <基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

##### 《商品分類の定義》

###### 追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### 海外：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性( )	年2回  年4回  年6回(隔月)	日本  北米  欧州  アジア	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	年12回(毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	中南米  アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他( )	中近東(中東)  エマージング		

## 《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

<ファンドの特色>

◆日本を除く世界先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。
- ・MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとし、長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ◆ラッセル・インベストメントが複数の優れた運用会社を厳選し、それらをバランスよく組み合わせるとともに、必要に応じて入替え等を行います。

### 運用のポイント<sup>(注)</sup>

投資者のみなさまは日本にいながらにして、世界の専門家たち「ワールド・プロフェッショナルズ」に資産の運用を託すことができます。





## ◆運用会社の構成

マザーファンドで採用している運用会社の構成は以下のとおりです(2020年7月20日現在)。  
運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。なお、運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。

### 《ラッセル・インベストメント外国株マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)	目標配分割合
成長型	フィエラ・キャピタル・インク(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	15.0%
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	15.0%
割安型	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	20.0%
	ジャナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	15.0%
市場型	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	22.5%
ポートフォリオ特性補強型 <sup>(注2)</sup>	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	12.5%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型：採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

### ＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

**成長型**：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(成長株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**割安型**：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(割安株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**市場型**：「成長型」や「割安型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【ファンドの沿革】

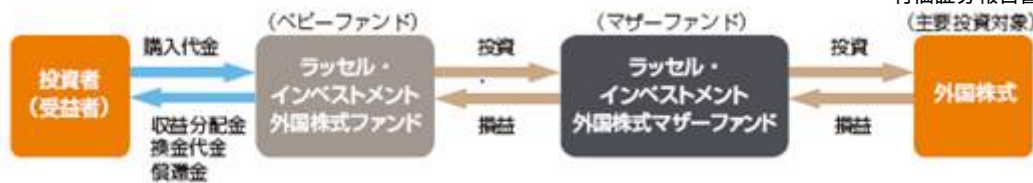
2016年6月13日 信託契約の締結、当ファンドの設定日、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】

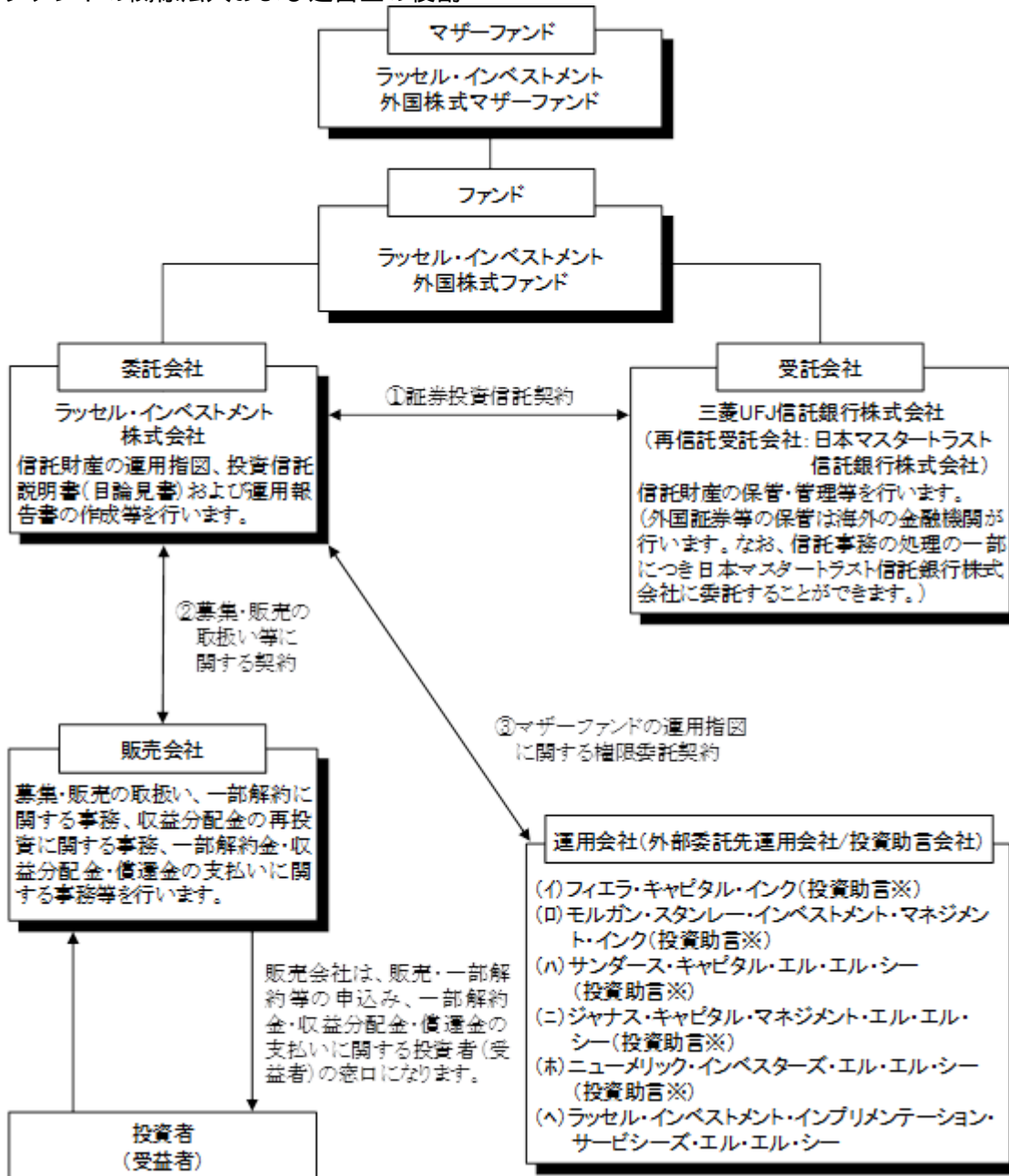
### ＜ファンドの仕組み＞

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



### < ファンドの関係法人および運営上の役割 >



各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

（注）上図は、2020年7月20日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2020年7月20日現在のものと異なることがあります。

### < 契約の概要 >

#### 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

#### 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

#### マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

(参考：マザーファンドの運用における投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

#### < 委託会社の概況 >

資本金の額 490百万円(2020年5月末現在)

#### 沿革

1999年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

(2020年5月末現在)

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ	34,090株	100%

(参考)

#### ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

#### ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額(オーバーレイ運用を含みます。)は2020年3月末現在で約29兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 運用方法

##### (a)投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (b)投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
- M S C I K O K U S A I (配当込み)をベンチマークとします。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。

**(2)【投資対象】**

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲



委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

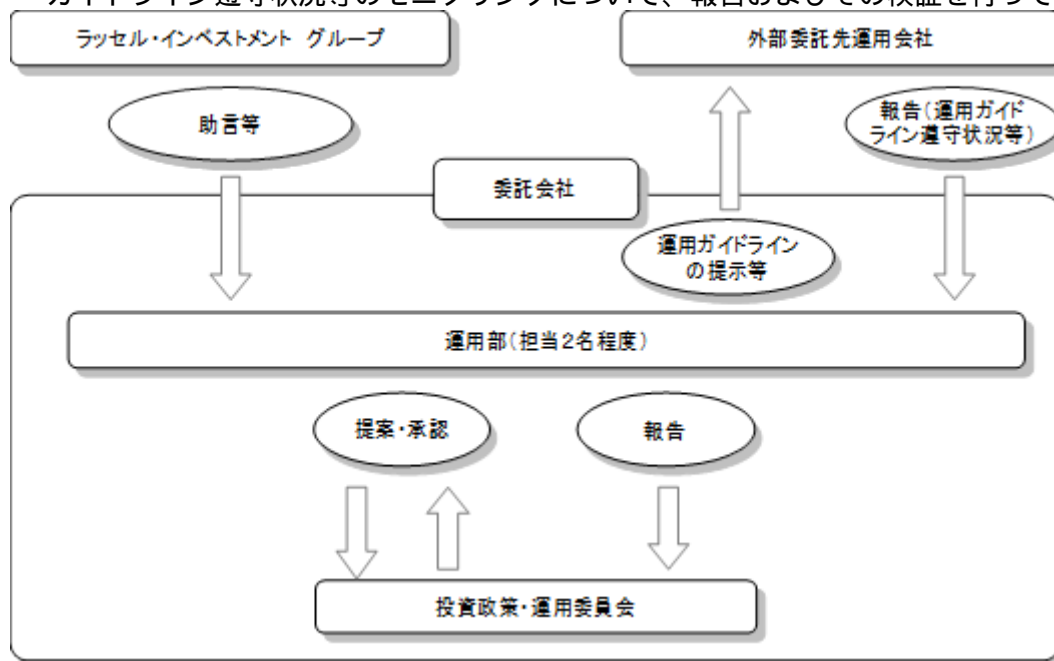
### (3)【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社  
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社  
オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。  
上記の体制等は2020年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

**(4)【分配方針】**

毎決算時（毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

「一般コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**(5)【投資制限】**

信託約款による投資制限

(a) 株式への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

(b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(c) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。以下同じ。))への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

(d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(e) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。))を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g) 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(h)先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i)スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k)有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1.に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l)有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売

付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることが出来るものとします。

2. 上記1.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m)有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o)外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(p)資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

(a)デリバティブ取引にかかる制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b)同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条、同法施行規則第20条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (c)信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

## (参考情報)ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの概要

### (1)マザーファンドの投資方針

#### 基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 運用方法

##### (a)投資対象

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

##### (b)投資態度

1. 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. M S C I K O K U S A I (配当込み)をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。

### (2)マザーファンドの投資対象

#### 投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

##### (a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りません。)
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分(1.に該当するものを除きます。)

##### (b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託会社(運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、において同じ。)は、信託金を、主として次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)



9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) マザーファンドの投資制限

#### 信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g)信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(h)先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k)有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## (l) 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

## (m) 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## (n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## (o) 外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

## (4) マザーファンドで採用している運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2020年7月20日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ) 商号：フィエラ・キャピタル・インク《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース(成長)型の運用

(ロ) 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース(成長)型の運用

(ハ) 商号：サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュート（割安）型の運用

(二)商号：ジャナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》

[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュート（割安）型の運用

(ホ)商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用

(ヘ)商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。

2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））

4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。

5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120 - 055 - 887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

## 基準価額の変動リスク

### (a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### (b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### (c) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### (d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

### (e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行います。組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

(a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(d) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消すことができます。

(e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

### (f) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

### 外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

### ファンド全体の管理



ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

およびのモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

上記の体制等は2020年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 参考情報

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2015年6月末～2020年5月末)



(注) 当ファンドの年間騰落率は、2017年6月末～2020年5月末です。また、分配金再投資基準価額は、2016年6月末～2020年5月末です。

### 当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年6月末～2020年5月末)  
(当ファンド：2017年6月末～2020年5月末)



単位(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	9.3	5.5	7.1	3.1	1.9	0.9	0.4
最大値	34.6	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.2
最小値	-13.5	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-18.1

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項をご参照ください。

- 日本株 …… TOP I X(配当込み)
- 先進国株 …… MSC I K O K U S A I(配当込み)
- 新興国株 …… MSC I エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
- 日本国債 …… NOMURA-B P I 国債
- 先進国債 …… F T S E世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… F T S E新興国市場国債インデックス(円ベース)

## ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」 に用いた指数について

### ◆TOPIX(配当込み)

TOPIX (配当込み) は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの高標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

### ◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI (配当込み) は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

### ◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### ◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

3.3%<sup>1</sup> (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料<sup>2</sup>となります。

1 消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### (2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

また、信託財産留保額ははありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.21% (税抜 年1.10%) を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

< 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 >

信託報酬にかかる各支払先への配分は、次のとおりです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年0.935% ( 税抜 0.85% )	当ファンドの運用等の対価
販売会社	年0.220% ( 税抜 0.20% )	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.055% ( 税抜 0.05% )	当ファンドの資産管理等の対価

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年0.11%（税抜0.10%）の率を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】



課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

詳細は販売会社にお問い合わせください。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年5月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は2020年5月末現在の運用状況です。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	735,047,724	100.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		969,126	0.13
合計(純資産総額)		734,078,598	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (参考)ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	19,701,172,082	55.81
	カナダ	818,193,266	2.32
	ドイツ	580,872,981	1.65
	イタリア	137,302,073	0.39
	フランス	860,871,398	2.44
	オランダ	927,391,363	2.63
	スペイン	145,660,366	0.41
	ベルギー	50,010,645	0.14
	オーストリア	39,332,590	0.11
	ルクセンブルク	102,030,958	0.29
	フィンランド	25,022,411	0.07
	アイルランド	370,633,619	1.05
	イギリス	1,400,195,488	3.97
	スイス	2,188,813,449	6.20
	スウェーデン	157,121,488	0.45
	ノルウェー	15,713,995	0.04
	デンマーク	190,188,430	0.54
	ケイマン諸島	556,321,284	1.58
	リベリア	7,644,039	0.02
	オーストラリア	180,264,281	0.51
	バミューダ	184,754,857	0.52
	香港	109,689,838	0.31
	シンガポール	214,933,760	0.61
	タイ	86,888,984	0.25
	韓国	641,426,106	1.82
	台湾	591,824,628	1.68
	中国	182,856,276	0.52
	インド	235,920,512	0.67
	イスラエル	24,404,424	0.07
	プエルトリコ	18,944,205	0.05
	ジャージー	127,364,376	0.36
	マーシャル諸島	6,900,200	0.02
	小計		30,880,664,372
投資信託証券	アメリカ	257,996,598	0.73
	イギリス	4,421,836	0.01
	オーストラリア	68,030,582	0.19
	小計		330,449,016
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,086,256,473	11.58
合計(純資産総額)	-	35,297,369,861	100.00

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1ファンドの状況 5 運用状況(参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

その他の資産の投資状況



資産の種類	買建/売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,545,896,820	12.88
		カナダ	100,586,094	0.28
		ドイツ	769,851,411	2.18
		スイス	99,725,643	0.28
		オーストラリア	62,673,840	0.18
		香港	31,759,526	0.09
	売建	アメリカ	2,350,211,160	6.66

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント外 国株式マザーファンド	252,993,641	2.7048	684,297,201	2.9054	735,047,724	100.13

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

### 投資有価証券種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.13
合計		100.13

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

### 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	58,871	19,214.83	1,131,196,521	19,505.94	1,148,334,312	3.25
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	29,754	30,533.90	908,505,689	34,221.42	1,018,224,205	2.88
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20,430	36,489.34	745,477,298	38,056.20	777,488,166	2.20
4	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	28,827	19,403.78	559,353,011	24,243.71	698,873,538	1.98
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS C	メディア・娯楽	4,172	137,987.87	575,685,404	152,340.97	635,566,556	1.80
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS A	メディア・娯楽	4,068	138,587.39	563,773,508	152,503.34	620,383,616	1.76
7	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	2,298	255,100.94	586,221,974	258,190.28	593,321,270	1.68
8	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	562,293	1,097.26	616,987,240	1,052.51	591,824,628	1.68

9	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	143,843	3,968.93	570,903,129	4,105.49	590,546,775	1.67
10	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	49,278	11,825.58	582,740,971	11,468.71	565,155,427	1.60
11	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	32,488	16,346.71	531,071,934	15,803.68	513,430,089	1.45
12	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	14,606	27,988.98	408,807,096	32,506.31	474,787,295	1.35
13	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	100,684	4,466.66	449,721,196	4,379.76	440,971,756	1.25
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	12,754	31,264.62	398,749,072	32,685.89	416,875,893	1.18
15	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	59,614	6,286.20	374,745,753	5,991.57	357,181,549	1.01
16	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	60,387	5,871.41	354,557,346	5,765.75	348,176,865	0.99
17	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	24,402	14,790.75	360,923,919	14,225.14	347,121,957	0.98
18	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	65,284	4,912.15	320,685,412	5,286.17	345,102,636	0.98
19	アメリカ	株式	ANTHEM INC	ヘルスケア機器・サービス	10,643	28,920.13	307,796,980	31,331.01	333,456,004	0.94
20	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	各種金融	11,196	25,738.38	288,166,911	28,472.86	318,782,238	0.90
21	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	58,269	4,914.12	286,340,917	4,996.91	291,165,479	0.82
22	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	95,799	3,028.50	290,128,042	2,926.96	280,400,473	0.79
23	アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア機器・サービス	12,830	20,829.02	267,236,376	21,567.29	276,708,358	0.78
24	オランダ	株式	UNILEVER NV	家庭用品・パーソナル用品	50,170	5,433.76	272,611,871	5,507.37	276,305,250	0.78
25	イギリス	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	24,922	11,111.07	276,910,208	10,552.99	263,001,721	0.75
26	アメリカ	株式	DR HORTON INC	耐久消費財・アパレル	40,154	4,343.76	174,419,501	6,012.00	241,405,940	0.68
27	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	18,398	12,505.73	230,080,586	12,983.17	238,864,402	0.68
28	アメリカ	株式	MSCI INC	各種金融	5,928	34,106.36	202,182,534	34,697.78	205,688,442	0.58
29	アメリカ	株式	LENNAR CORP-A	耐久消費財・アパレル	31,621	4,658.53	147,307,474	6,472.23	204,658,407	0.58
30	アメリカ	株式	FIFTH THIRD BANCORP	銀行	88,760	1,786.07	158,531,866	2,164.57	192,128,023	0.54

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況(参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

#### 投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	外国	エネルギー	2.56
		素材	2.30
		資本財	5.26
		商業・専門サービス	0.85
		運輸	0.98
		自動車・自動車部品	1.14
		耐久消費財・アパレル	3.10
		消費者サービス	1.00
		メディア・娯楽	6.83
		小売	4.32
		食品・生活必需品小売り	0.78
		食品・飲料・タバコ	5.28
		家庭用品・パーソナル用品	1.70
		ヘルスケア機器・サービス	6.03
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.15
		銀行	7.65
		各種金融	5.05
		保険	2.41
		不動産	0.50
		ソフトウェア・サービス	9.17
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.76
電気通信サービス	2.39		
公益事業	1.43		
半導体・半導体製造装置	3.82		
投資信託証券	外国		0.94
合計			88.42

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
-------	-----	-------	----	-----------	----	-------------	------------	-----------------

株価指数 先物取引	シカゴ商業取引 所	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	2020年6 月	買建	135	2,082,342,076	2,205,136,520	6.25
	シカゴ商業取引 所	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	2020年6 月	売建	53	803,793,297	865,720,266	2.45
	シカゴ商業取引 所	E-Mini Russ 株価指数先物取引	2020年6 月	買建	196	1,294,910,853	1,482,898,916	4.20
	ニューヨーク先 物取引所	miniMSCI Emg 株価指数先物取引	2020年6 月	売建	301	1,450,506,035	1,484,490,894	4.21
	インターコンチ ネンタル取引所	FTSE 100 株価指数先物取引	2020年6 月	買建	104	792,941,435	857,861,384	2.43
	モントリオール 取引所	S&P/TSX 60 株価指数先物取引	2020年6 月	買建	7	95,202,158	100,586,094	0.28
	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	EURO STOXX 50 株価指数先物取引	2020年6 月	買建	209	700,128,511	769,851,411	2.18
	シドニー先物取 引所	SPI 200 株価指数先物取引	2020年6 月	買建	6	58,707,034	62,673,840	0.18
	ユーレックス・ チューリッヒ取 引所	SWISS MKT 株価指数先物取引	2020年6 月	買建	9	95,496,149	99,725,643	0.28
	香港先物取引所	HANG SENG 株価指数先物取引	2020年6 月	買建	2	32,170,163	31,759,526	0.09

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

2020年5月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(2017年 4月18日)	9,548,316	9,548,316	1.1684	1.1684
2期	(2018年 4月18日)	543,442,425	543,442,425	1.3471	1.3471
3期	(2019年 4月18日)	754,072,325	754,072,325	1.4343	1.4343
4期	(2020年 4月20日)	668,395,751	668,395,751	1.2782	1.2782
	2019年 5月末日	717,041,217		1.3539	
	6月末日	740,942,890		1.3919	
	7月末日	759,733,082		1.4214	
	8月末日	734,931,514		1.3459	
	9月末日	769,589,786		1.3941	
	10月末日	769,213,840		1.4555	
	11月末日	785,284,240		1.5113	
	12月末日	792,547,423		1.5525	
	2020年 1月末日	784,923,807		1.5424	
	2月末日	720,806,529		1.4247	
	3月末日	612,469,311		1.1939	
	4月末日	695,138,999		1.3134	
	5月末日	734,078,598		1.3709	

#### 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000

3期	0.0000
4期	0.0000

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
1期	16.8
2期	15.3
3期	6.5
4期	10.9

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

## (参考情報)

## ■基準価額・純資産の推移（設定日(2016年6月13日)～2020年5月末）



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

## ■分配の推移

決算期	第1期 (2017年4月)	第2期 (2018年4月)	第3期 (2019年4月)	第4期 (2020年4月)	第5期 (2021年4月)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	—	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

## ■主要な資産の状況

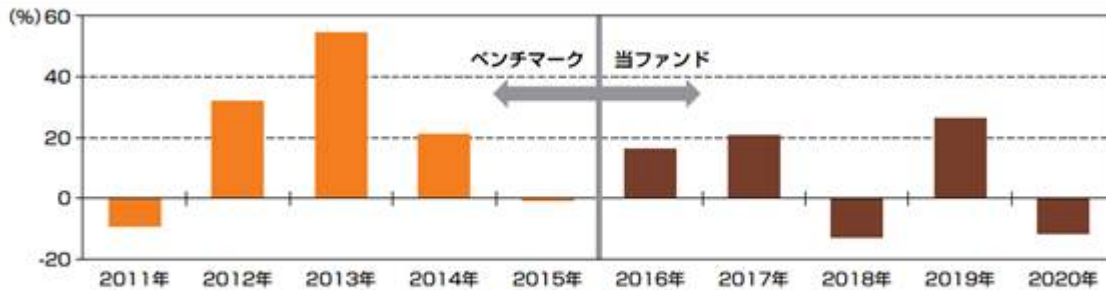
## 組入上位10銘柄(マザーファンド)

順位	銘柄名	種類	業種	国/地域	比率
1	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	3.3%
2	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	2.9%
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	スイス	2.2%
4	FACEBOOK INC-CLASS A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	2.0%
5	ALPHABET INC-CL C	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.8%
6	ALPHABET INC-CL A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.8%
7	AMAZON.COM INC	株式	小売	アメリカ	1.7%
8	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	株式	半導体・半導体製造装置	台湾	1.7%
9	PFIZER INC	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	1.7%
10	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・タバコ	スイス	1.6%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。



### ■年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2015年まではベンチマークの年間収益率、2016年は当ファンドの設定日(6月13日)から年末までの収益率、2020年は5月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

#### (4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	16,248,534	8,076,063
2期	532,007,400	136,758,425
3期	293,514,128	171,181,389
4期	207,120,344	209,967,653

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

取得申込者は、原則として、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。

なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### 取得申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎで行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

#### 申込手数料

3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### 申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### その他

(a) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(b) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により

生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

### 換金申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎで行われる換金申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

### 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### 換金（解約）手数料

ありません。

### 信託財産留保額

ありません。

### 換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

### 換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

### その他

(a)「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(b)当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金には制限があります。

(c)金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱います。

(d)「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

#### 主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
-------	--------------------------------------

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日(委託会社の営業日)の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称(「ワールドプロ」)として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

信託契約締結日(2016年6月13日)から無期限とします。

ただし、後述の「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」による場合、信託を終了することがあります。

## (4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

## (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

(a) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

(c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項(上記(a)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者(書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。)による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 関係法人との契約の更改等

##### (a) 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとし、

##### (b) マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとし、

(参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとし、

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.russellinvestments.com/jp/>)に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

- (a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
- (b) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.russellinvestments.com/jp/>)に掲載します。
- (c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。



#### 4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

##### 収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に応じて請求することができます。

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### 償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

##### 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧ならびに謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2019年4月19日から2020年4月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けておりません。

## 1【財務諸表】

## 【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2019年 4月18日現在	第4期 2020年 4月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	758,641,860	673,246,422
未収入金	11,320,746	76,704
流動資産合計	769,962,606	673,323,126
資産合計	769,962,606	673,323,126
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	11,320,746	76,704
未払受託者報酬	190,922	206,436
未払委託者報酬	4,009,247	4,335,054
その他未払費用	369,366	309,181
流動負債合計	15,890,281	4,927,375
負債合計	15,890,281	4,927,375
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	525,754,185	522,906,876
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	228,318,140	145,488,875
（分配準備積立金）	40,852,540	31,594,529
元本等合計	754,072,325	668,395,751
純資産合計	754,072,325	668,395,751
負債純資産合計	769,962,606	673,323,126

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第3期 自 2018年 4月19日 至 2019年 4月18日	第4期 自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	53,351,170	63,603,397
その他収益	2,897	-
営業収益合計	53,354,067	63,603,397
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	359,914	407,963
委託者報酬	7,558,076	8,567,033
その他費用	707,208	707,851
営業費用合計	8,625,198	9,682,847
営業利益又は営業損失( )	44,728,869	73,286,244
経常利益又は経常損失( )	44,728,869	73,286,244
当期純利益又は当期純損失( )	44,728,869	73,286,244
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	4,884,164	2,339,755
期首剰余金又は期首欠損金( )	140,020,979	228,318,140
剰余金増加額又は欠損金減少額	109,433,073	83,335,480
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	109,433,073	83,335,480
剰余金減少額又は欠損金増加額	60,980,617	90,538,746
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	60,980,617	90,538,746
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	228,318,140	145,488,875

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2020年4月18日及び2020年4月19日が休日のため、信託約款第38条により、当計算期間末日を2020年4月20日としております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第3期	第4期
	2019年 4月18日現在	2020年 4月20日現在
1. 期首元本額	403,421,446円	525,754,185円
期中追加設定元本額	293,514,128円	207,120,344円
期中一部解約元本額	171,181,389円	209,967,653円
2. 計算期間末日における受益権の総数	525,754,185口	522,906,876口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期	第4期
自 2018年 4月19日 至 2019年 4月18日	自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日
<b>分配金の計算過程</b> 2019年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(11,354,594円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(28,257,915円)、信託約款に規定される収益調整金(187,465,600円)及び分配準備積立金(1,240,031円)より分配対象収益は228,318,140円(1万口当たり4,342.65円)であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	<b>分配金の計算過程</b> 2020年4月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,226,938円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(113,894,346円)及び分配準備積立金(27,367,591円)より分配対象収益は145,488,875円(1万口当たり2,782.28円)であります。分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。  親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li> <li>ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li> <li>上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。</li> </ul>
-------------------	--

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第3期 2019年 4月18日現在	第4期 2020年 4月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	<p>有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載してあります。</p>	<p>有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第3期 2019年 4月18日現在	第4期 2020年 4月20日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	49,299,307	65,495,642
合 計	49,299,307	65,495,642

## (デリバティブ取引等に関する注記)

第3期 2019年 4月18日現在	第4期 2020年 4月20日現在
該当事項はありません。	同左

## (関連当事者との取引に関する注記)



第3期 自 2018年 4月19日 至 2019年 4月18日	第4期 自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第3期 2019年 4月18日現在	第4期 2020年 4月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4343円 (14,343円)	1.2782円 (12,782円)

(4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	248,843,623	673,246,422	-
合計		248,843,623	673,246,422	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

ファンドは、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

（単位：円）

区 分	2019年 4月18日現在	2020年 4月20日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	1,222,985,481	195,881,895
コール・ローン	690,405,463	2,345,296,756
株式	31,530,676,311	28,767,553,215
投資信託受益証券	210,997,162	-
投資証券	434,294,022	382,463,374
派生商品評価勘定	164,493,367	742,044,010
未収入金	40,150,031	13,560,505
未収配当金	43,144,424	29,223,144
差入委託証拠金	169,943,271	503,382,944
流動資産合計	34,507,089,532	32,979,405,843
資産合計	34,507,089,532	32,979,405,843
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	130,629,147	401,400,137
未払金	54,947,726	-
未払解約金	28,162,574	9,722,836
未払利息	1,986	6,618
その他未払費用	2,008,337	1,661,668
流動負債合計	215,749,770	412,791,259
負債合計	215,749,770	412,791,259
純資産の部		
元本等		
元本	11,451,170,132	12,036,981,818
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	22,840,169,630	20,529,632,766
元本等合計	34,291,339,762	32,566,614,584
純資産合計	34,291,339,762	32,566,614,584
負債純資産合計	34,507,089,532	32,979,405,843

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 株式、投資信託受益証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</li> </ul>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

2019年 4月18日現在	2020年 4月20日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 12,396,424,449円 期中追加設定元本額 3,903,840,884円 期中一部解約元本額 4,849,095,201円</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 11,451,170,132円 期中追加設定元本額 3,555,002,101円 期中一部解約元本額 2,969,190,415円</p>
<p>元本の内訳 ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I - 2（適格機関投資家限定） 4,021,871,049円 ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定） 630,097,072円 ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I - 4 A（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）</p>	<p>元本の内訳 ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I - 2（適格機関投資家限定） 3,337,292,525円 ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定） 629,571,713円 ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I - 4 A（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）</p>

536,332,347円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I - 4 B (為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	860,587,868円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I - 4 B (為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)
2,403,499,989円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け)	2,534,106,207円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け)
3,430,170,369円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	4,200,584,936円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド
253,336,626円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	248,843,623円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス
安定型 13,293,362円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定型 42,476,013円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス
安定成長型 92,149,360円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定成長型 112,676,933円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス
成長型 70,419,958円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	成長型 70,842,000円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス
計 11,451,170,132円		計 12,036,981,818円	
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,451,170,132口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	12,036,981,818口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li> <li>ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li> <li>上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。</li> </ul>

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年4月18日現在	2020年4月20日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左  有価証券 同左  デリバティブ取引等 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

区分	2019年 4月18日現在	2020年 4月20日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,664,189,809	2,183,931,928
投資信託受益証券	6,825,095	-
投資証券	20,415,899	70,706,194
合計	1,691,430,803	2,254,638,122

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連（2019年 4月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,052,154,614	-	3,166,492,963	114,338,349
	売建	1,658,748,793	-	1,739,199,096	80,450,303
	合計	4,710,903,407	-	4,905,692,059	33,888,046

## 株式関連(2020年4月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,836,396,543	-	4,384,506,320	548,109,777
	売建	2,016,167,127	-	2,321,379,212	305,212,085
	合計	5,852,563,670	-	6,705,885,532	242,897,692

## (注)1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

## 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

## 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

## 通貨関連(2019年4月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	6,339,983,703	-	6,385,166,022	45,182,319
	米ドル	3,730,460,795	-	3,772,006,091	41,545,296
	カナダドル	596,618,754	-	596,306,517	312,237
	ユーロ	1,492,341,786	-	1,489,628,877	2,712,909
	英ポンド	102,554,689	-	101,490,720	1,063,969
	スイスフラン	41,098,759	-	40,811,199	287,560
	オーストラリアドル	350,848,185	-	358,828,920	7,980,735
	香港ドル	26,060,735	-	26,093,698	32,963
	売建	5,710,983,703	-	5,756,189,848	45,206,145
	米ドル	2,874,522,908	-	2,885,747,662	11,224,754
	カナダドル	14,528,500	-	14,631,750	103,250
	ユーロ	344,547,500	-	346,719,600	2,172,100
	英ポンド	428,969,598	-	429,731,539	761,941
	スイスフラン	770,589,449	-	773,527,498	2,938,049
	スウェーデンクローネ	400,950,000	-	408,712,500	7,762,500
	ノルウェークローネ	859,056,498	-	879,077,499	20,021,001
	オーストラリアドル	9,839,050	-	10,007,500	168,450
	香港ドル	7,980,200	-	8,034,300	54,100
	合計	12,050,967,406	-	12,141,355,870	23,826

## 通貨関連(2020年4月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		



市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	8,101,536,372	-	8,202,863,538	101,327,166
	米ドル	3,663,713,564	-	3,728,571,432	64,857,868
	カナダドル	595,249,647	-	601,379,344	6,129,697
	ユーロ	1,456,219,539	-	1,436,733,400	19,486,139
	英ポンド	606,848,554	-	625,524,636	18,676,082
	スイスフラン	116,460,762	-	116,224,680	236,082
	スウェーデンクローネ	291,137,269	-	288,675,660	2,461,609
	ノルウェークローネ	451,505,213	-	447,948,800	3,556,413
	オーストラリアドル	882,032,718	-	918,135,746	36,103,028
	香港ドル	38,369,106	-	39,669,840	1,300,734
	売建	5,898,935,871	-	5,902,516,856	3,580,985
	米ドル	1,483,767,300	-	1,498,941,600	15,174,300
	カナダドル	430,475,601	-	431,004,528	528,927
	ユーロ	660,895,127	-	654,366,600	6,528,527
	英ポンド	490,086,432	-	488,202,032	1,884,400
	スイスフラン	1,515,217,546	-	1,505,678,460	9,539,086
	スウェーデンクローネ	210,646,008	-	205,117,900	5,528,108
	ノルウェークローネ	700,639,230	-	709,020,000	8,380,770
	オーストラリアドル	387,513,561	-	389,822,996	2,309,435
香港ドル	19,695,066	-	20,362,740	667,674	
合計	14,000,472,243	-	14,105,380,394	97,746,181	

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年 4月19日 至 2019年 4月18日	自 2019年 4月19日 至 2020年 4月20日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	2019年 4月18日現在	2020年 4月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9946円 (29,946円)	2.7055円 (27,055円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
株式  
次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES COMPANY	4,853	13.03	63,234.59	
	BP PLC-SPONS ADR	14,232	23.43	333,455.76	
	CHEVRON CORP	5,718	87.17	498,438.06	
	CONOCOPHILLIPS	4,504	35.26	158,811.04	
	DEVON ENERGY CORP	8,999	9.22	82,970.78	
	EOG RESOURCES INC	5,432	41.84	227,274.88	
	EXXON MOBIL CORP	15,993	43.22	691,217.46	
	HALLIBURTON CO	59,951	7.58	454,428.58	
	HELMERICH & PAYNE	3,617	17.74	64,165.58	
	HOLLYFRONTIER CORP	3,308	27.02	89,382.16	
	MARATHON PETROLEUM CORP	2,528	25.45	64,337.60	
	NABORS INDUSTRIES LTD	43,350	0.27	11,821.54	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	5,974	11.67	69,716.58	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	3,887	13.63	52,979.81	
	PATTERSON-UTI ENERGY INC	12,687	2.06	26,135.22	
	PHILLIPS 66	3,147	59.53	187,340.91	
	SCHLUMBERGER LTD	6,845	15.28	104,591.60	
	TECHNIPFMC PLC	7,144	8.12	58,009.28	
	TRANSOCEAN LTD	21,040	1.19	25,037.60	
	VALERO ENERGY CORP	1,747	51.76	90,424.72	
	AXALTA COATING SYSTEMS LTD	1,600	18.26	29,216.00	
	BARRICK GOLD CORP	14,351	24.54	352,173.54	
	BERRY GLOBAL GROUP INC	4,700	36.94	173,618.00	
	CORTEVA INC	653	25.51	16,658.03	
	DUPONT DE NEMOURS INC	653	38.36	25,049.08	
	EASTMAN CHEMICAL CO	527	55.10	29,037.70	
	GRAPHIC PACKAGING HOLDING CO	3,200	13.18	42,176.00	
	KIRKLAND LAKE GOLD LTD	5,000	34.54	172,700.00	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	1,335	52.19	69,673.65	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	992	198.87	197,279.04	
	MOSAIC CO/THE	8,103	11.45	92,779.35	
	NUCOR CORP	811	37.33	30,274.63	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	2,691	516.75	1,390,574.25	
	VULCAN MATERIALS CO	799	112.03	89,511.97	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	9,287	34.33	318,822.71	
	3M CO	1,383	146.46	202,554.18	
	AERCAP HOLDINGS NV	2,100	24.43	51,303.00	
	ALLISON TRANSMISSION HOLDING	9,100	34.59	314,769.00	
	ATKORE INTERNATIONAL GROUP INC	1,700	22.23	37,791.00	
	BMC STOCK HOLDINGS INC	800	17.82	14,256.00	
	BOEING CO/THE	294	154.00	45,276.00	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	11,400	14.62	166,668.00	
	CARRIER GLOBAL CORP	10,010	13.74	137,537.40	
	CATERPILLAR INC	18,398	116.30	2,139,687.40	
	CUMMINS INC	1,429	149.18	213,178.22	
	CURTISS-WRIGHT CORP	1,400	97.50	136,500.00	
	EATON CORP PLC	2,393	79.26	189,669.18	
	EMCOR GROUP INC	2,300	63.31	145,613.00	
	EMERSON ELECTRIC CO	2,087	50.54	105,476.98	
	GENERAL DYNAMICS CORP	701	138.19	96,871.19	

GRACO INC	17,680	46.74	826,363.20
HD SUPPLY HOLDINGS INC	1,993	29.78	59,351.54
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	3,032	138.32	419,386.24
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	220	195.96	43,111.20
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,900	53.67	101,973.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	11,806	29.54	348,749.24
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	339	203.50	68,986.50
MIDDLEBY CORP	8,230	51.68	425,326.40
OTIS WORLDWIDE CORP	12,797	46.15	590,581.55
PACCAR INC	2,407	67.65	162,833.55
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	18,835	66.07	1,244,428.45
SNAP-ON INC	585	118.33	69,223.05
STANLEY BLACK & DECKER INC	2,242	112.54	252,314.68
FTI CONSULTING INC	700	136.01	95,207.00
TRANSUNION	1,300	76.18	99,034.00
WASTE MANAGEMENT INC	2,302	100.27	230,821.54
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,000	74.23	74,230.00
UBER TECHNOLOGIES INC	47,206	28.00	1,321,768.00
UNION PACIFIC CORP	1,174	149.89	175,970.86
FORD MOTOR CO	23,842	5.12	122,071.04
GENERAL MOTORS CO	8,324	22.48	187,123.52
DR HORTON INC	38,863	39.88	1,549,856.44
KB HOME	7,300	21.19	154,687.00
LENNAR CORP-A	30,130	42.93	1,293,480.90
LENNAR CORP-B SHS	287	32.75	9,399.25
MERITAGE HOMES CORP	2,500	42.12	105,300.00
NIKE INC -CL B	12,094	89.91	1,087,371.54
NVR INC	36	2,917.75	105,039.00
PULTEGROUP INC	14,800	25.52	377,696.00
TAYLOR MORRISON HOME CORP	6,900	11.66	80,454.00
CARNIVAL CORP	4,565	12.56	57,336.40
MCDONALD'S CORP	525	186.10	97,702.50
TAL EDUCATION GROUP- ADR	33,797	51.66	1,745,953.02
ALPHABET INC-CL A	3,453	1,279.00	4,416,387.00
ALPHABET INC-CL C	4,481	1,283.25	5,750,243.25
COMCAST CORP-CLASS A	5,922	38.08	225,509.76
ELECTRONIC ARTS INC	2,953	115.15	340,037.95
FACEBOOK INC-CLASS A	28,194	179.24	5,053,492.56
GRUPO TELEVISIA SA-SPON ADR	20,477	5.70	116,718.90
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	1,881	15.06	28,327.86
OMNICOM GROUP	2,687	54.57	146,629.59
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	4,666	141.86	661,918.76
VIACOMCBS INC - CLASS B	1,909	15.80	30,162.20
WALT DISNEY CO/THE	6,826	106.63	727,856.38
ZILLOW GROUP INC - A	5,375	35.88	192,855.00
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	5,957	209.50	1,247,991.50
AMAZON.COM INC	2,265	2,375.00	5,379,375.00
AUTOZONE INC	1,158	991.80	1,148,504.40
BEST BUY CO INC	2,563	70.40	180,435.20
EBAY INC	11,859	37.45	444,178.84
EXPEDIA GROUP INC	1,900	63.22	120,118.00
FARFETCH LTD-CLASS A	26,314	12.02	316,294.28

GENUINE PARTS CO	673	74.65	50,239.45
HOME DEPOT INC	1,551	209.42	324,810.42
KOHL'S CORP	1,183	18.48	21,861.84
LKQ CORP	3,400	20.93	71,179.00
TARGET CORP	5,967	113.42	676,777.14
TJX COMPANIES INC	24,531	49.73	1,219,926.63
TRIP.COM GROUP LTD-ADR	24,319	23.85	580,008.15
KROGER CO	4,554	31.93	145,409.22
PERFORMANCE FOOD GROUP CO	1,000	23.34	23,340.00
SYSCO CORP	1,974	50.31	99,311.94
US FOODS HOLDING CORP	12,500	17.29	216,125.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	1,751	44.50	77,919.50
WALMART INC	3,536	132.12	467,176.32
ALTRIA GROUP INC	1,404	40.85	57,353.40
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	3,092	37.19	114,991.48
COCA-COLA CO/THE	12,397	48.06	595,799.82
GENERAL MILLS INC	4,419	60.67	268,100.73
HERSHEY CO/THE	1,020	146.46	149,389.20
JM SMUCKER CO/THE	628	121.58	76,352.24
KELLOGG CO	1,648	65.02	107,152.96
KRAFT HEINZ CO/THE	3,069	29.33	90,013.77
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	3,253	53.48	173,970.44
PEPSICO INC	27,433	137.55	3,773,409.15
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	745	77.96	58,080.20
PILGRIM'S PRIDE CORP	8,100	19.43	157,383.00
TYSON FOODS INC-CL A	5,540	62.34	345,363.60
COLGATE-PALMOLIVE CO	4,790	73.42	351,681.80
KIMBERLY-CLARK CORP	1,362	141.94	193,322.28
PROCTER & GAMBLE CO/THE	17,252	124.69	2,151,151.88
ANTHEM INC	9,434	267.82	2,526,613.88
BECTON DICKINSON AND CO	6,690	261.40	1,748,766.00
CARDINAL HEALTH INC	4,100	51.23	210,043.00
CIGNA CORP	11,000	194.13	2,135,430.00
COVETRUS INC	2,959	8.41	24,885.19
CVS HEALTH CORP	2,976	63.36	188,559.36
HCA HEALTHCARE INC	4,955	115.66	573,095.30
HENRY SCHEIN INC	1,027	53.64	55,088.28
HOLOGIC INC	10,600	43.79	464,174.00
HUMANA INC	1,950	373.59	728,500.50
INTEGER HOLDINGS CORP	1,000	68.48	68,480.00
INTUITIVE SURGICAL INC	866	526.33	455,801.78
MCKESSON CORP	1,126	141.61	159,452.86
MEDTRONIC PLC	25,790	103.33	2,664,880.70
QUEST DIAGNOSTICS INC	1,427	95.40	136,135.80
UNITEDHEALTH GROUP INC	12,571	290.56	3,652,629.76
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	475	107.79	51,200.25
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	6,858	115.75	793,813.50
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	2,857	181.12	517,459.84
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	619	118.58	73,401.02
ABBVIE INC	11,200	83.45	934,640.00
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	2,500	103.48	258,700.00
AMGEN INC	1,932	234.97	453,962.04

BIOGEN INC	2,710	342.55	928,310.50
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	13,148	60.60	796,768.80
GILEAD SCIENCES INC	5,046	83.99	423,813.54
JOHNSON & JOHNSON	35,108	152.02	5,337,118.16
MERCK & CO. INC.	9,477	83.46	790,950.42
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,423	720.91	1,025,854.93
PFIZER INC	151,668	36.91	5,598,065.88
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	1,200	270.46	324,552.00
BANK OF AMERICA CORP	8,971	23.28	208,844.88
CIT GROUP INC	800	19.91	15,928.00
CITIGROUP INC	49,685	45.45	2,258,183.25
ESSENT GROUP LTD	5,500	25.54	140,470.00
FIFTH THIRD BANCORP	85,877	16.63	1,428,134.51
HDFC BANK LTD-ADR	41,930	39.97	1,675,942.10
HUNTINGTON BANCSHARES INC	5,272	8.06	42,492.32
JPMORGAN CHASE & CO	11,654	95.18	1,109,227.72
M & T BANK CORP	663	105.48	69,933.24
MGIC INVESTMENT CORP	35,100	6.30	221,130.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,977	101.50	200,665.50
POPULAR INC	4,400	35.19	154,836.00
RADIAN GROUP INC	6,300	13.56	85,428.00
REGIONS FINANCIAL CORP	3,946	9.52	37,565.92
TRUIST FINANCIAL CORP	7,013	33.40	234,234.20
US BANCORP	26,098	35.06	914,995.88
WELLS FARGO & CO	86,056	28.38	2,442,269.28
ALLY FINANCIAL INC	32,197	15.37	494,867.89
AMERIPRISE FINANCIAL INC	4,932	110.95	547,205.40
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	6,709	37.39	250,849.51
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,811	191.20	346,263.20
BLACKROCK INC	868	476.87	413,923.16
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	2,594	54.63	141,710.22
CME GROUP INC	7,568	191.62	1,450,180.16
EQUITABLE HOLDINGS INC	13,300	15.75	209,475.00
FRANKLIN RESOURCES INC	2,347	16.34	38,349.98
GOLDMAN SACHS GROUP INC	3,796	183.49	696,528.04
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	4,100	90.40	370,640.00
MOODY'S CORP	12,475	239.36	2,986,016.00
MORGAN STANLEY	17,800	39.09	695,802.00
MSCI INC	6,908	317.18	2,191,079.44
NORTHERN TRUST CORP	1,365	80.00	109,200.00
S&P GLOBAL INC	1,880	282.59	531,269.20
STATE STREET CORP	1,352	58.49	79,078.48
SYNCHRONY FINANCIAL	46,804	15.62	731,078.48
T ROWE PRICE GROUP INC	1,343	103.49	138,987.07
AFLAC INC	8,015	36.48	292,387.20
ALLSTATE CORP	8,447	104.92	886,259.24
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	542	71.36	38,677.12
ASSURED GUARANTY LTD	8,700	30.61	266,307.00
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	11,700	25.46	297,882.00
CHUBB LTD	8,121	118.79	964,693.59
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,783	85.80	152,981.40
EVEREST RE GROUP LTD	467	196.35	91,695.45

FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	864	27.46	23,725.44
GLOBE LIFE INC	839	77.25	64,812.75
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	18,838	40.01	753,708.38
LINCOLN NATIONAL CORP	6,400	29.66	189,824.00
METLIFE INC	8,702	33.06	287,688.12
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,510	30.53	46,107.85
PROGRESSIVE CORP	3,530	82.50	291,225.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,745	56.60	98,767.00
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	4,022	157.29	632,620.38
TRAVELERS COS INC/THE	2,561	105.07	269,084.27
UNUM GROUP	6,400	15.51	99,264.00
WR BERKLEY CORP	531	56.99	30,261.69
CBRE GROUP INC - A	4,100	44.50	182,450.00
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	32,100	4.28	137,388.00
ACCENTURE PLC-CL A	908	175.09	158,981.72
ADOBE INC	3,728	344.11	1,282,842.08
AUTOMATIC DATA PROCESSING	479	141.08	67,577.32
CACI INTERNATIONAL INC -CL A	900	243.61	219,249.00
CADENCE DESIGN SYS INC	9,200	78.65	723,580.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	21,241	53.81	1,142,978.21
EPAM SYSTEMS INC	4,575	209.94	960,475.50
GLOBANT SA	1,431	103.02	147,421.62
INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,528	120.12	183,543.36
INTUIT INC	2,100	265.36	557,256.00
MASTERCARD INC - A	16,721	259.97	4,346,958.37
MICROSOFT CORP	56,930	178.60	10,167,698.00
NORTONLIFELOCK INC	2,334	20.12	46,960.08
ORACLE CORP	58,200	54.62	3,178,884.00
PROGRESS SOFTWARE CORP	3,400	37.75	128,350.00
SALESFORCE.COM INC	6,099	162.62	991,819.38
SERVICENOW INC	5,322	299.59	1,594,417.98
SHOPIFY INC - CLASS A	778	590.39	459,323.42
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2,800	52.00	145,600.00
VISA INC-CLASS A SHARES	6,920	169.54	1,173,216.80
WESTERN UNION CO	2,470	19.93	49,227.10
WORKDAY INC-CLASS A	3,034	149.30	452,976.20
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	6,117	150.06	917,917.02
APPLE INC	28,679	282.80	8,110,421.20
CELESTICA INC	44,048	4.53	199,537.44
CISCO SYSTEMS INC	13,742	42.48	583,760.16
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	8,404	9.71	81,602.84
HP INC	12,722	15.52	197,445.44
JABIL INC	6,900	25.85	178,365.00
JUNIPER NETWORKS INC	1,800	22.57	40,626.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	3,200	95.84	306,688.00
TE CONNECTIVITY LTD	1,528	67.44	103,048.32
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	700	202.98	142,086.00
AT&T INC	14,918	31.23	465,889.14
CENTURYLINK INC	12,000	10.25	123,000.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	61,665	58.46	3,604,935.90
ALLIANT ENERGY CORP	1,340	52.87	70,845.80
AMERICAN ELECTRIC POWER	2,354	86.38	203,338.52



CENTERPOINT ENERGY INC	2,718	16.53	44,928.54	
CONSOLIDATED EDISON INC	1,402	89.56	125,563.12	
DTE ENERGY COMPANY	724	105.85	76,635.40	
DUKE ENERGY CORP	2,207	90.10	198,850.70	
EDISON INTERNATIONAL	1,114	62.06	69,134.84	
EVERGY INC	700	60.98	42,686.00	
EVERSOURCE ENERGY	1,989	91.56	182,112.84	
EXELON CORP	25,218	38.44	969,379.92	
MDU RESOURCES GROUP INC	3,300	23.03	75,999.00	
NEXTERA ENERGY INC	1,562	246.26	384,658.12	
NRG ENERGY INC	18,100	31.37	567,797.00	
OGE ENERGY CORP	3,291	31.71	104,357.61	
PINNACLE WEST CAPITAL	600	79.91	47,946.00	
PPL CORP	24,905	26.39	657,242.95	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	2,750	54.62	150,205.00	
SOUTHERN CO/THE	3,645	57.47	209,478.15	
UGI CORP	960	28.16	27,033.60	
VISTRA ENERGY CORP	34,000	17.54	596,360.00	
WEC ENERGY GROUP INC	1,667	100.34	167,266.78	
XCEL ENERGY INC	1,760	67.15	118,184.00	
APPLIED MATERIALS INC	9,900	53.20	526,680.00	
INTEL CORP	33,589	60.36	2,027,432.04	
LAM RESEARCH CORP	2,305	279.02	643,141.10	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	1,873	53.09	99,437.57	
MICRON TECHNOLOGY INC	63,409	45.70	2,897,791.30	
NVIDIA CORP	779	292.32	227,717.28	
QORVO INC	3,700	86.27	319,199.00	
QUALCOMM INC	11,500	76.17	875,955.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	903	95.40	86,146.20	
TEXAS INSTRUMENTS INC	2,348	113.55	266,615.40	
XILINX INC	423	89.00	37,647.00	
米ドル 計	2,729,351		183,322,401.43 (19,778,653,890)	
カナダドル				
CANADIAN NATURAL RESOURCES	9,857	18.74	184,720.18	
CENOVUS ENERGY INC	5,949	3.84	22,844.16	
ENBRIDGE INC	2,921	41.28	120,578.88	
GIBSON ENERGY INC	3,100	19.80	61,380.00	
IMPERIAL OIL LTD	4,446	17.18	76,382.28	
INTER PIPELINE LTD	2,944	10.30	30,323.20	
PAREX RESOURCES INC	10,200	13.33	135,966.00	
SUNCOR ENERGY INC	85,965	21.37	1,837,072.05	
TC ENERGY CORP	2,332	63.28	147,568.96	
B2GOLD CORP	70,600	6.13	432,778.00	
CENTERRA GOLD INC	11,700	9.73	113,841.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	1,600	50.81	81,296.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	7,900	32.25	254,775.00	
BANK OF MONTREAL	1,896	69.99	132,701.04	
BANK OF NOVA SCOTIA	3,921	54.45	213,498.45	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,272	80.90	102,904.80	
ROYAL BANK OF CANADA	5,730	87.47	501,203.10	
TORONTO-DOMINION BANK	6,721	56.92	382,559.32	
SUN LIFE FINANCIAL INC	3,730	46.25	172,512.50	

	OPEN TEXT CORP	2,926	54.96	160,812.96
	CAPITAL POWER CORP	5,000	27.79	138,950.00
	カナダドル 計	250,710		5,304,667.88 (407,610,679)
ユーロ	CGG SA	49,901	1.00	49,925.95
	ENI SPA	15,760	8.58	135,331.12
	OMV AG	2,240	26.92	60,300.80
	REPSOL SA	11,440	7.78	89,071.84
	TENARIS SA	10,194	5.80	59,125.20
	TOTAL SA	5,066	31.02	157,147.32
	AKZO NOBEL N.V.	1,870	63.94	119,567.80
	BASF SE	1,464	45.57	66,721.80
	TIKKURILA OYJ	15,985	10.90	174,236.50
	UPM-KYMMENE OYJ	4,479	24.61	110,228.19
	ANDRITZ AG	10,184	29.86	304,094.24
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	1,795	24.81	44,533.95
	EIFFAGE	248	73.76	18,292.48
	GEA GROUP AG	17,491	21.27	372,033.57
	HOCHTIEF AG	1,510	70.40	106,304.00
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	6,355	82.88	526,702.40
	SIEMENS AG-REG	977	80.51	78,658.27
	SIGNIFY NV	5,830	15.24	88,849.20
	BUREAU VERITAS SA	11,242	18.82	211,630.65
	WOLTERS KLUWER	8,570	66.88	573,161.60
	DEUTSCHE POST AG-REG	1,140	26.19	29,856.60
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	14,563	51.91	755,965.33
	FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	8,580	7.32	62,822.76
	PEUGEOT SA	35,501	11.70	415,361.70
	HERMES INTERNATIONAL	1,425	684.80	975,840.00
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2,232	358.00	799,056.00
	MONCLER SPA	23,540	34.52	812,600.80
	VIVENDI	3,600	20.63	74,268.00
	D'IETEREN SA/NV	592	43.35	25,663.20
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	42,190	22.31	941,258.90
	DANONE	11,630	63.62	739,900.60
	HEINEKEN NV	17,904	78.44	1,404,389.76
	UNILEVER NV	48,072	45.68	2,195,928.96
	SANOFI	15,817	86.57	1,369,277.69
	ABN AMRO BANK NV-CVA	2,108	7.09	14,958.36
	BANCO DE SABADELL SA	687,424	0.39	268,714.04
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	133,019	1.43	190,749.24
	BNP PARIBAS	40,392	25.47	1,028,784.24
	ING GROEP NV	219,311	4.83	1,061,245.92
	KBC GROUP NV	1,402	44.78	62,781.56
	NORDEA BANK ABP	260	5.09	1,324.96
	DEUTSCHE BOERSE AG	2,475	139.60	345,510.00
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	613	71.54	43,854.02
	ALLIANZ SE-REG	1,879	163.90	307,968.10
	ASSICURAZIONI GENERALI	6,484	12.53	81,244.52
	AXA SA	6,050	14.92	90,290.20
	HANNOVER RUECK SE	775	134.20	104,005.00
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,120	195.45	218,904.00

	NN GROUP NV	9,072	23.45	212,738.40
	SAMPO OYJ-A SHS	2,605	25.88	67,417.40
	AROUNDTOWN SA	18,700	4.90	91,798.30
	SAP SE	1,146	113.06	129,566.76
	WIRECARD AG	449	120.20	53,969.80
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	49,000	12.51	612,990.00
	ORANGE	11,295	11.36	128,367.67
	TELEFONICA SA	97,513	4.10	400,680.91
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	14,139	3.77	53,403.00
	ENAGAS SA	5,108	19.55	99,886.94
	ENDESA SA	1,754	19.54	34,281.93
	ENEL SPA	58,686	6.20	364,381.37
	ENGIE	33,379	9.49	316,833.46
	IBERDROLA SA	6,420	8.98	57,677.28
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	3,346	15.23	50,959.58
	SNAM SPA	30,932	3.82	118,345.83
	ASM INTERNATIONAL NV	2,554	99.72	254,684.88
	ユーロ計	1,858,797		20,816,424.85 (2,441,142,142)
英債券	BP PLC	48,638	3.03	147,640.64
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	27,332	13.70	374,503.06
	WOOD GROUP(JOHN)PLC	26,243	1.90	50,045.40
	RIO TINTO PLC	4,818	38.16	183,878.97
	BAE SYSTEMS PLC	162,511	5.58	907,461.42
	FERGUSON PLC	2,040	52.74	107,589.60
	MEGGITT PLC	58,108	2.75	160,203.75
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	7,578	88.22	668,531.16
	TRAVIS PERKINS PLC	17,931	9.27	166,327.95
	INTERTEK GROUP PLC	16,294	49.59	808,019.46
	RELX PLC	6,830	18.39	125,603.70
	PERSIMMON PLC	2,045	19.98	40,859.10
	VISTRY GROUP PLC	8,879	7.22	64,106.38
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	16,589	35.63	591,066.07
	PEARSON PLC	5,451	4.88	26,600.88
	BOOHOO GROUP PLC	45,832	2.81	129,062.91
	LOOKERS PLC	212,926	0.21	45,353.23
	VERTU MOTORS PLC	139,913	0.21	30,221.20
	DIAGEO PLC	44,103	27.11	1,195,632.33
	FEVERTREE DRINKS PLC	14,174	14.05	199,144.70
	STOCK SPIRITS GROUP PLC	77,642	1.63	127,177.59
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	1,505	62.48	94,032.40
	GLAXOSMITHKLINE PLC	20,150	16.60	334,610.90
	BARCLAYS PLC	572,548	0.90	519,358.29
	HSBC HOLDINGS PLC	23,747	4.14	98,395.69
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,074,981	0.30	327,331.71
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	416,451	1.06	442,270.96
	3I GROUP PLC	38,600	7.69	297,142.80
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	11,476	2.68	30,824.53
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	42,526	2.05	87,348.40
	FOXTONS GROUP PLC	139,484	0.47	65,557.48
	LSL PROPERTY SERVICES PLC	87,428	1.64	143,381.92
	BT GROUP PLC	57,382	1.20	69,202.69

	VODAFONE GROUP PLC	601,822	1.08	655,263.79
	DRAX GROUP PLC	13,899	1.91	26,602.68
	NATIONAL GRID PLC	11,204	9.04	101,306.56
	英ポンド 計	4,059,080		9,441,660.30 (1,272,263,725)
スイスフラン	LAFARGEHOLCIM LTD-REG	19,640	37.00	726,680.00
	GEBERIT AG-REG	1,779	411.80	732,592.20
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	5,396	226.40	1,221,654.40
	SGS SA-REG	29	2,263.00	65,627.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	18,094	55.14	997,703.16
	NESTLE SA-REG	52,138	106.04	5,528,713.52
	NOVARTIS AG-REG	22,073	86.00	1,898,278.00
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	20,928	326.85	6,840,316.80
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	42,340	7.92	335,586.84
	BALOISE HOLDING AG-REG	257	138.90	35,697.30
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	189	328.40	62,067.60
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	985	303.20	298,652.00
SWISSCOM AG-REG	121	517.60	62,629.60	
	スイスフラン 計	183,969		18,806,198.42 (2,096,514,999)
スウェーデンクローネ	LUNDIN ENERGY AB	5,911	207.70	1,227,714.70
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	25,602	305.10	7,811,170.20
	NORDEA BANK ABP	13,749	55.34	760,869.66
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	8,988	67.52	606,869.76
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	8,803	79.70	701,599.10
	SWEDBANK AB - A SHARES	6,755	107.58	726,702.90
	TELIA CO AB	10,721	35.58	381,453.18
	スウェーデンクローネ 計	80,529		12,216,379.50 (131,936,898)
ノルウェークローネ	BW LPG LTD	886	33.10	29,326.60
	EQUINOR ASA	10,851	129.55	1,405,747.05
	AUSTEVOLL SEAFOOD ASA	4,637	80.05	371,191.85
	ORKLA ASA	52,276	94.82	4,956,810.32
	DNB ASA	7,962	113.05	900,104.10
	TELENOR ASA	2,170	161.70	350,889.00
	ノルウェークローネ 計	78,782		8,014,068.92 (83,426,457)
デンマーククローネ	DRILLING CO OF 1972/THE	1,732	145.20	251,486.40
	DSV PANALPINA A/S	12,534	655.00	8,209,770.00
	CARLSBERG AS-B	2,246	836.40	1,878,554.40
	SCANDINAVIAN TOBACCO GROUP A/S	29,146	71.25	2,076,652.50
	デンマーククローネ 計	45,658		12,416,463.30 (195,186,803)
オーストラリアドル	BEACH ENERGY LTD	102,693	1.38	142,229.80
	CALTEX AUSTRALIA LTD	7,351	23.56	173,189.56
	SANTOS LTD	60,800	4.29	260,832.00
	WHITEHAVEN COAL LTD	60,200	1.79	108,059.00
	WORLEY LTD	6,871	7.34	50,433.14
	AMCOR PLC-CDI	44,671	13.67	610,652.57
	BLUESCOPE STEEL LTD	23,400	10.39	243,126.00
	IGO LTD	21,500	4.95	106,425.00
	SOUTH32 LTD	170,800	2.06	351,848.00
BRAMBLES LTD	8,689	11.58	100,618.62	

	AURIZON HOLDINGS LTD	22,000	4.57	100,540.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	6,300	23.60	148,680.00
	WESFARMERS LTD	9,087	38.12	346,396.44
	COLES GROUP LTD	17,560	16.43	288,510.80
	CSL LTD	100	328.42	32,842.00
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	4,855	61.06	296,446.30
	AGL ENERGY LTD	4,225	17.66	74,613.50
	オーストラリアドル 計	571,102		3,435,442.73 (235,259,118)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	87,000	58.10	5,054,700.00
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	175,979	9.36	1,647,163.44
	MEITUAN DIANPING-CLASS B	58,900	100.00	5,890,000.00
	CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	30,186	36.90	1,113,863.40
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,323,877	6.12	8,102,127.24
	IND & COMM BK OF CHINA-H	484,552	5.14	2,490,597.28
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	84,000	26.15	2,196,600.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	68,000	47.80	3,250,400.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	22,000	32.25	709,500.00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	7,000	31.30	219,100.00
	CLP HOLDINGS LTD	7,000	81.50	570,500.00
	香港ドル 計	2,348,494		31,244,551.36 (434,924,154)
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	16,100	19.28	310,408.00
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	51,800	20.02	1,037,036.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	476,700	2.76	1,315,692.00
	シンガポールドル 計	544,600		2,663,136.00 (201,918,971)
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	156,900	99.00	15,533,100.00
	SIAM COMMERCIAL BANK-FOREIGN	142,400	68.25	9,718,800.00
	タイバーツ 計	299,300		25,251,900.00 (83,836,308)
韓国ウォン	HYUNDAI MOTOR CO	6,637	100,500.00	667,018,500.00
	GRAND KOREA LEISURE CO LTD	18,774	15,500.00	290,997,000.00
	KANGWON LAND INC	11,211	24,950.00	279,714,450.00
	NAVER CORP	1,695	179,000.00	303,405,000.00
	CLIO COSMETICS CO LTD	7,156	21,100.00	150,991,600.00
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	10,966	28,500.00	312,531,000.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	104,413	51,400.00	5,366,828,200.00
	韓国ウォン 計	160,852		7,371,485,750.00 (653,850,786)
新台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	590,293	306.50	180,924,804.50
	新台湾ドル 計	590,293		180,924,804.50 (649,520,048)
インドルピー	BHARTI INFRA TEL LTD	181,905	168.30	30,614,611.50
	インドルピー 計	181,905		30,614,611.50 (43,472,748)
イスラエルシェケル	BANK LEUMI LE-ISRAEL	26,400	19.33	510,312.00
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	27,706	11.20	310,307.20
	イスラエルシェケル 計	54,106		820,619.20 (24,659,606)
オフショア元	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	17,388	125.95	2,190,018.60
	オフショア元 計	17,388		2,190,018.60 (33,375,883)

合計	14,054,916	28,767,553,215 (28,767,553,215)
----	------------	------------------------------------

株式以外の有価証券  
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資証券	米ドル	AGNC INVESTMENT CORP	14,789	181,387.08		
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	7,136	42,958.72		
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,022	174,118.14		
		CAMDEN PROPERTY TRUST	700	61,474.00		
		DOUGLAS EMMETT INC	600	18,522.00		
		EQUINIX INC	190	132,040.50		
		HOST HOTELS & RESORTS INC	4,097	46,582.89		
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	1,300	32,019.00		
		INVITATION HOMES INC	8,600	204,852.00		
		PROLOGIS INC	1,824	164,561.28		
		PUBLIC STORAGE	7,940	1,560,051.20		
		RETAIL PROPERTIES OF AME - A	5,400	27,864.00		
		VICI PROPERTIES INC	3,600	57,924.00		
	米ドル 計			57,198	2,704,354.81 (291,772,840)	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	752	43,420.48		
	ユーロ 計			752	43,420.48 (5,091,919)	
	英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	8,400	32,718.00		
	英ポンド 計			8,400	32,718.00 (4,408,750)	
	オーストラリアドル	CHARTER HALL GROUP	5,600	43,400.00		
		DEXUS	5,618	54,101.34		
		GOODMAN GROUP	58,378	800,946.16		
		SCENTRE GROUP	29,367	63,139.05		
	オーストラリアドル 計			98,963	961,586.55 (65,849,446)	
	香港ドル	LINK REIT	15,654	1,102,041.60		
	香港ドル 計			15,654	1,102,041.60 (15,340,419)	
	合計				382,463,374 (382,463,374)	

#### 有価証券明細表注記

- 通貨種類毎の小計欄の( )内は邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の( )内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 289銘柄	98.5%	-	67.8%
	投資証券 13銘柄	-	1.5%	1.0%
カナダドル	株式 21銘柄	100.0%	-	1.4%
ユーロ	株式 65銘柄	99.8%	-	8.4%
	投資証券 1銘柄	-	0.2%	0.0%
英ポンド	株式 36銘柄	99.7%	-	4.4%
	投資証券 1銘柄	-	0.3%	0.0%

スイスフラン	株式	13銘柄	100.0%	-	7.2%
スウェーデンクローネ	株式	7銘柄	100.0%	-	0.5%
ノルウェークローネ	株式	6銘柄	100.0%	-	0.3%
デンマーククローネ	株式	4銘柄	100.0%	-	0.7%
オーストラリアドル	株式	17銘柄	78.1%	-	0.8%
	投資証券	4銘柄	-	21.9%	0.2%
香港ドル	株式	11銘柄	96.6%	-	1.5%
	投資証券	1銘柄	-	3.4%	0.1%
シンガポールドル	株式	3銘柄	100.0%	-	0.7%
タイバーツ	株式	2銘柄	100.0%	-	0.3%
韓国ウォン	株式	7銘柄	100.0%	-	2.2%
新台湾ドル	株式	1銘柄	100.0%	-	2.2%
インドルピー	株式	1銘柄	100.0%	-	0.1%
イスラエルシェケル	株式	2銘柄	100.0%	-	0.1%
オフショア元	株式	1銘柄	100.0%	-	0.1%

#### 4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

#### 5. 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。



## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

以下は2020年5月末現在の当ファンドの現況です。

資産総額	737,002,456 円
負債総額	2,923,858 円
純資産総額( - )	734,078,598 円
発行済口数	535,490,702 口
1口当たり純資産額( / )	1.3709 円

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの現況

以下は2020年5月末現在のマザーファンドの現況です。

### 純資産額計算書

資産総額	36,563,652,852 円
負債総額	1,266,282,991 円
純資産総額( - )	35,297,369,861 円
発行済口数	12,149,052,982 口
1口当たり純資産額( / )	2.9054 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2020年5月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5カ年における主な資本の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

##### (2)会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の仕事の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセラーを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は2020年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2020年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	33本	146,454,142,313円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	33本	146,454,142,313円

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第21期 (2018年12月31日現在)	第22期 (2019年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	1,302,570	1,315,970
前払費用	27,691	88,677
未収委託者報酬	374,891	345,451
未収運用受託報酬	1,907,167	1,721,224
未収投資助言報酬	260,941	263,750
未収入金	2 1,234	373
未収還付法人税等	-	27,111
その他流動資産	76,066	78,831
流動資産合計	3,950,562	3,841,390
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	100,447	85,920
器具備品	37,308	34,938
有形固定資産合計	1 137,755	120,858
投資その他の資産		
長期差入保証金	58,027	71,479
繰延税金資産	263,403	-
投資その他の資産合計	321,430	71,479
固定資産合計	459,186	192,338
資産合計	4,409,748	4,033,728

(単位：千円)

	第21期 (2018年12月31日現在)	第22期 (2019年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	28,202	36,971
未払金		
未払手数料	37,370	40,405
未払委託調査費	765,069	582,870

未払委託計算費	6,445	6,752
その他未払金	513,626	260,667
未払金合計	1,322,512	890,695
未払費用	61,003	32,705
未払消費税等	121,009	107,319
未払法人税等	23,483	5,253
前受金	54,119	59,904
賞与引当金	646,169	536,222
リース債務	110	-
流動負債合計	2,256,611	1,669,072
固定負債		
資産除去債務	37,355	37,460
長期未払金	892,434	911,360
長期未払費用	1,197	1,063
固定負債合計	930,987	949,883
負債合計	3,187,598	2,618,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	609,649	802,272
利益剰余金合計	718,463	911,086
株主資本合計	1,222,149	1,414,772
純資産合計	1,222,149	1,414,772
負債純資産合計	4,409,748	4,033,728

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第21期 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,386,564	1,186,168
運用受託報酬	6,273,230	6,004,849
投資助言報酬	616,768	619,974
その他収益	1,131,032	1,026,725
営業収益合計	9,407,595	8,837,718
営業費用		
支払手数料	151,362	150,550
広告宣伝費	1,150	2,465
調査費		
委託調査費	5,003,090	4,874,207
図書費	1,533	1,552

調査費合計	5,004,624	4,875,759
委託計算費	72,086	72,436
業務委託費	375,091	403,730
営業雑経費		
通信費	7,829	9,358
印刷費	9,385	10,337
協会費	11,473	11,391
営業雑経費合計	28,687	31,087
営業費用合計	5,633,002	5,536,029
一般管理費		
給料		
役員報酬	49,442	49,302
給料・手当	1,062,334	1,086,767
賞与	16,634	3,947
賞与引当金繰入額	646,169	536,222
給料合計	1,774,581	1,676,239
福利厚生費	161,040	162,577
交際費	10,289	9,437
寄付金	385	313
旅費交通費	37,179	30,440
租税公課	35,582	23,758
不動産賃借料	49,962	45,971
退職給付費用	151,170	155,951
消耗器具備品費	353,081	409,930
事務委託費	21,322	10,227
修繕費	3,952	3,272
水道光熱費	4,423	4,666
会議費用	929	1,011
固定資産減価償却費	32,396	26,552
諸経費	117,675	129,020
一般管理費合計	2,753,973	2,689,371
営業利益又は営業損失( )	1,020,620	612,317
営業外収益		
受取利息	3,475	42
為替差益	19,060	4,145
その他営業外収益	2,437	3,193
営業外収益合計	24,974	7,383
営業外費用		
支払利息	6	1
営業外費用合計	6	1
経常利益又は経常損失( )	1,045,588	619,699
特別損失		
割増退職金	62,832	67,371
固定資産売却損	1,627	-
特別損失合計	64,460	67,371
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	981,128	552,328
法人税、住民税及び事業税	259,675	96,301
法人税等調整額	111,803	263,403
法人税等合計	371,478	359,704
当期純利益又は当期純損失( )	609,649	192,623

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第21期 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	661,699	770,513	1,274,199	1,274,199
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	661,699	661,699	661,699	661,699
当期純利益又は 当期純損失( )	-	-	-	-	-	609,649	609,649	609,649	609,649
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	52,050	52,050	52,050	52,050
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	609,649	718,463	1,222,149	1,222,149

(単位:千円)

第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	609,649	718,463	1,222,149	1,222,149
当期変動額									
当期純利益又は 当期純損失( )	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	192,623
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	192,623
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772

## 注記事項

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への 換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (未適用の会計基準等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）</li> <li>・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）</li> </ul> <p>(1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価格を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>(2) 適用予定日 2022年12月期の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響額 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。</p>
---

## (表示方法の変更)

<p>(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)</p> <p>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。</p>
---

## (貸借対照表関係)

第21期 2018年12月31日現在		第22期 2019年12月31日現在	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	134,398千円	建物附属設備	148,925千円
器具備品	140,176千円	器具備品	152,202千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
未収入金	864千円	該当事項はありません。	

## (損益計算書関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
*1 固定資産売却損		該当事項はありません。	
器具備品	1,627千円		



1,627千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日					第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)	株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額				
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	該当事項はありません。			
2018年5月30日株主総会	普通株式	661,699千円	19,410.36円	2017年12月31日	2018年6月4日				
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左				

## (リース取引関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## (金融商品関係)

第21期 2018年12月31日現在	第22期 2019年12月31日現在
1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。	
(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項 2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)				2. 金融商品の時価等に関する事項 2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)					
	貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額		貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額		
(1)預金	1,302,570	1,302,570	-	(1)預金	1,315,970	1,315,970	-		
(2)未収委託者報酬	374,891	374,891	-	(2)未収委託者報酬	345,451	345,451	-		
(3)未収運用受託報酬	1,907,167	1,907,167	-	(3)未収運用受託報酬	1,721,224	1,721,224	-		
(4)未収投資助言報酬	260,941	260,941	-	(4)未収投資助言報酬	263,750	263,750	-		
(5)未払金	(1,315,825)	(1,315,825)	-	(5)未払金	(890,695)	(890,695)	-		
( ) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。  (注1) 金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、並びに(5)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				( ) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。  (注1) 金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、並びに(5)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)					
		1年以内	1年超 5年以内	5年超			1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	1,302,570		-	-	(1)預金	1,315,970		-	-
(2)未収委託者報酬	374,891		-	-	(2)未収委託者報酬	345,451		-	-
(3)未収運用受託報酬	1,907,167		-	-	(3)未収運用受託報酬	1,721,224		-	-
(4)未収投資助言報酬	260,941		-	-	(4)未収投資助言報酬	263,750		-	-

## (有価証券関係)

第21期 2018年12月31日現在	第22期 2019年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

## (デリバティブ取引関係)

第21期 2018年12月31日現在	第22期 2019年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

第21期 2018年12月31日現在	第22期 2019年12月31日現在

1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高 872,920 退職給付費用 102,830 退職給付の支払額等 84,157 その他 841 長期未払金の当期末残高 892,434	2. 退職一時金制度 (単位：千円) (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高 892,434 退職給付費用 107,886 退職給付の支払額等 89,801 その他 840 長期未払金の当期末残高 911,360
(2)退職給付費用 (単位：千円) 簡便法で計算した退職給付費用 102,830	(2)退職給付費用 (単位：千円) 簡便法で計算した退職給付費用 107,886
3. 確定拠出制度 (単位：千円) 確定拠出制度への要拠出額 48,339	3. 確定拠出制度 (単位：千円) 確定拠出制度への要拠出額 48,065

## (ストック・オプション等関係)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
該当事項はありません。	同左

## (税効果会計関係)

第21期 2018年12月31日現在	第22期 2019年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 未払費用 250,545 賞与引当金 197,857 資産除去債務 38,310 長期未払金 273,263 長期未払費用 366 その他 7,333 繰延税金資産合計 767,676 評価性引当額 504,273 繰延税金資産の純額 263,403	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 未払費用 185,797 賞与引当金 164,191 資産除去債務 38,754 長期未払金 279,016 長期未払費用 325 その他 3,758 繰延税金資産合計 671,843 評価性引当額 671,843 繰延税金資産の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.86% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.71% 住民税均等割 0.01%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 4.22% 住民税均等割 0.02%

評価性引当額の増減	6.44%	評価性引当額の増減	30.33%
その他	2.17%	その他	0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.86%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	65.12%
3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。		3. 法人税等の変更等による影響 同左	

## (資産除去債務関係)

第21期 2018年12月31日現在		第22期 2019年12月31日現在	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用可能期間を10年8ヶ月と見積もり、割引率は0.525%と1.395%及び0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)		3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	
当期首残高	36,940	当期首残高	37,355
時の経過による調整額	414	時の経過による調整額	104
当期末残高	37,355	当期末残高	37,460

## (セグメント情報等)

第21期 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)					
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。					
2. 関連情報					
(1) 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,386,564	6,273,230	616,768	1,131,032	9,407,595
(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)					

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社( )	4,092,667	投資一任業・投資助言業
( )A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。		
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。		
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。		
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。		

第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)					
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。					
2. 関連情報					
(1)製品及びサービスごとの情報					
(単位:千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,186,168	6,004,849	619,974	1,026,725	8,837,718
(2)地域ごとの情報					
営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3)主要な顧客ごとの情報					
(単位:千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント			
A社( )	4,015,511	投資一任業・投資助言業			
( )A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。					

## （関連当事者情報）

第21期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,984,612	未払金	475,157

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（2,374,540千円）及びその他収益の受取り（525,873千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第22期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,723,065	未払金	235,330

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（2,176,732千円）及びその他収益の受取り（496,248千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P. (非上場)

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日		第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	
1株当たり純資産額	35,850.66円	1株当たり純資産額	41,501.09円
1株当たり当期純利益	17,883.52円	1株当たり当期純利益	5,650.43円
損益計算書上の当期純利益	609,649千円	損益計算書上の当期純利益	192,623千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	609,649千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	192,623千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

## (重要な後発事象)

第21期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
該当事項はありません。	同左

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2020年3月末現在)	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2020年3月末現在)	(c)事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	

## (3)外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

## &lt;参考：投資助言会社&gt;

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

フィエラ・キャピタル・インク  
 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク  
 サンダース・キャピタル・エル・エル・シー  
 ジャナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー  
 ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー

## 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## 《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金の額：10,000百万円（2020年3月末現在）  
 事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。  
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## (3)外部委託先運用会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

<参考：投資助言会社>

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

### 3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

### 第3【参考情報】

当計算期間中に、下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

2019年7月18日	有価証券届出書提出
2019年7月18日	有価証券報告書提出
2020年1月17日	有価証券届出書提出
2020年1月17日	半期報告書提出

# 独立監査人の監査報告書

2020年3月24日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2019年4月19日から2020年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント外国株式ファンドの2020年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。